

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】企業型 DC と iDeCo+(イデコプラス)について	P1
【コラム】商品ラインアップ見直し時のポイントについて	P6

企業型 DC と iDeCo+(イデコプラス)について

1. はじめに

2018年5月より個人型確定拠出年金(以下、「iDeCo」)に加入している従業員に対して掛金を上乗せ拠出する中小事業主掛金納付制度(イデコプラス/以下、「iDeCo+」)が創設されましたが、制度創設後凡そ1年半経過した2020年1月時点で当該納付制度の実施事業主数は1,240、加入者数は8,132名(国民年金基金連合会によるiDeCoの加入等の概況より)となっています。今回は企業型DC(企業型確定拠出年金/以下、「企業型DC」)と普及しつつあるiDeCo+の比較を中心に(一部、企業型DCとiDeCoの比較も含め)、ややiDeCo+に重点をおいて解説させていただきます。(なお、中小事業主掛金納付制度を「iDeCo+」、中小事業主掛金納付制度における事業主掛金のことを「中小事業主掛金」と表記します。)

2. 制度面など一般的な比較

企業型DCとiDeCo+について、まずは一般的な項目で比較してみます。(図表1)

<図表1>企業型DCとiDeCo+の比較(1)

比較項目	企業型 DC	iDeCo+
①加入対象者	企業型 DC 実施事業所に雇用されている厚生年金被保険者(第1号・第4号厚生年金被保険者) ・原則全員加入 ・一部の職種等への適用可能 ・ただし、規約で定める必要あり ・事業主・役員加入も加入対象	第1号厚生年金被保険者 ・原則 iDeCo 加入者全員適用 ・一部の職種等への適用可能 ・事業主・役員も加入対象
②人数要件	法令上定めなし ・ただし、運営管理機関により独自の基準設定をしている場合あり	100名以下 ^{*1} (事業所が複数ある場合、全ての事業所の合計で100名以下 ^{*1})
③実施要件	労使合意 ^{*2} で定めた企業型年金規約について事業主が厚生労働大臣の承認 ^{*3} を受ける	・労使合意 ^{*2} により事業主が国民年金基金連合会と地方厚生(支)局に届出書類を提出 ^{*4} 、地方厚生局の確認を受ける ・規約は国民年金基金連合会が個人型年金規約を作成し厚生労働大臣の承認を受けている
④掛金設計	・定額・給与比例・ポイント制等による掛金算定が可能 ・年単位での拠出可能	・定額制(5,000円以上1,000円単位) ・年単位での拠出可能

⑤他制度との併用		併用に関する制約なし (規約に定めることで iDeCo 併用可※5) ただし、拠出限度額に影響する	企業型 DC・確定給付企業年金・厚生年金基金との併用不可
⑥ 拠出限度額・拠出ルール	事業主掛金	<ul style="list-style-type: none"> 他の企業年金なし :限度額/年 66 万円(加入者掛金との合計額) 他の企業年金あり :限度額/年 33 万円(加入者掛金との合計額) 	<ul style="list-style-type: none"> 限度額/年 27.6 万円(月 23,000 円)(加入者掛金との合計) 事業主掛金単独で最低/年 1.2 万円(月 1,000 円)以上の拠出が必要 1,000 円単位 加入者掛金との合計で最低/年 6.0 万円(月 5,000 円)以上の拠出が必要 加入者掛金の拠出がないと中小事業主掛金の拠出は不可
	加入者掛金	以下の制約の範囲内で拠出可能 <ul style="list-style-type: none"> 事業主掛金との合計額で拠出限度額を超過しないこと 事業主掛金を超過しないこと 給与天引きとする 	<ul style="list-style-type: none"> 限度額/年 27.6 万円(月 23,000 円)(中小事業主掛金との合計) 加入者掛金単独で最低/年 1.2 万円(月 1,000 円)の拠出が必要 1,000 円単位 中小事業主掛金との合計で最低/年 6.0 万円(月 5,000 円)以上の拠出が必要 給与天引きとする
	iDeCo 加入者とならない者	—	中小事業主掛金を拠出できない(差別扱いにならず)

※ 本表に記載している内容以外に詳細な条件等があります。

※1 法令改正により人数要件は 100 名以下→300 名以下となる見込みです。

※2 対象となる厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者(厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合)の同意を得る必要があります。

※3 実際の承認は「地方厚生(支)局長」に委任されています。

※4 実際には事業主は 1 部あるいは 2 部作成に必要な書類を全て国民年金基金連合会に送付します。国民年金基金連合会は 2 部作成提出された書類のうち 1 部を地方厚生(支)局に提出します。事業主は必要な書類を国民年金基金連合会に提出することで、同連合会を経由して地方厚生(支)局に届出され不備が無ければ受け付けられる(具体的には「中小事業主掛金制度決定通知書(兼引落予定のお知らせ)」が送付される)仕組みとなっています。(iDeCo+の事務の流れについては最下部のご参考資料をご参照ください。)

※5 法令改正により企業型 DC 加入者の iDeCo 加入の要件緩和がなされる見込みです。

図表 1 について一部補足解説します。

【①加入対象者】若干の相違があります。被用者年金の一元化により、厚生年金被保険者にも第 1 号～第 4 号の区分ができましたが、第 1 号は民間の被用者、第 2 号は国家公務員等、第 3 号は地方公務員、第 4 号は私立学校教職員を指し、企業型 DC は第 1 号と第 4 号の厚生年金被保険者、iDeCo+は第 1 号厚生年金被保険者が対象になります。ただし、どちらも 60 歳未満という加入年齢の条件がある他、企業型 DC については、規約に定めることにより 65 歳まで加入資格を設定することが可能です※。更に、年齢等を満たしていれば、どちらも事業主や役員も加入対象です。

※法令改正により、企業型 DC の年齢上限は 65 歳→70 歳、iDeCo は 60 歳→65 歳に引き上げられる見込みです。

【③実施要件】各制度を実施するにあたっては、労使合意が必要ですが、これについてはどちらも同じ考え方です。ただし、規約については企業型 DC では規約自体の(厚生労働大臣の)承認(具体的には承認通知書の受領)が必要になりますが、iDeCo+では国民年金基金連合会が既に規約の承認を済ませています。

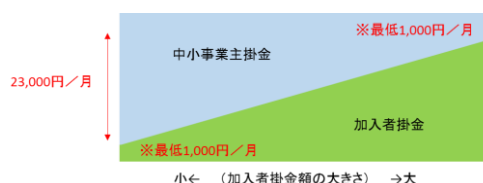
【④掛金設計】記載している内容の他に、中小事業主掛金額は、一定の資格(職種・勤続期間)を定めない場合は、全員一律同額である必要があります。また、事業主側の事務管理上、全員一律同額が簡便です。

【⑥拠出限度額・拠出ルール】iDeCo+全体の拠出限度額は年 27.6 万円(月 23,000 円)ですが、中小事業主掛金の額は加入者掛金と合計して月 5,000 円(=iDeCo の最低拠出金額)以上 23,000 円以下としたうえで、中小事業主掛金単独では月 1,000 円以上 22,000 円以下、加入者掛金単独では月 1,000 円以上 22,000 円以下となるよう、全て 1,000 円単位で定めます。(図表 2 も参照ください。)

ただし、企業型 DC においては、「マッチング拠出において、加入者掛金は事業主掛金を超過できない」

という制約がありますが、iDeCo+においては加入者掛金が中小事業主掛金を超過してはいけないという制約はありません。ただし、どちらも最低限 1,000 円にする必要があり、中小事業主掛金のみを拠出することはできません。

<図表 2> iDeCo+の拠出限度額



※図の表記以外に、中小事業主掛金と加入者掛金の合計額は月 5,000 円以上必要

3. 給付・税制・制度移行などの比較

次に企業型 DC と iDeCo+について給付・税制・既存制度からの移行等について比較します。(図表 3) なお、拠出時(税制)と制度移行のところを除き、基本は企業型 DC と iDeCo の比較と同じということになります。

<図表 3> 企業型 DC と iDeCo+の比較(2)

比較項目		企業型 DC	iDeCo+
①給付	老齢給付金	原則 60 歳から受給可	
	障害給付金	国民年金法に定める障害等級に該当する程度の状況となった時に支給される	
	死亡一時金	死亡した場合に遺族に支給される	
	脱退一時金	企業型 DC としての支給要件あり※1	iDeCo としての支給要件あり※1
②税制	拠出時	事業主掛金:損金算入 加入者掛金:所得控除(小規模企業共済等掛金控除)	中小事業主掛金:損金算入 加入者掛金(iDeCo 拠出金):所得控除(小規模企業共済等掛金控除)
	運用時	<ul style="list-style-type: none"> 運用益非課税 個人別管理資産に特別法人税を課税(ただし課税凍結中) 	
	給付時	<ul style="list-style-type: none"> 老齢給付金(年金:公的年金等控除適用、一時金:退職所得控除適用) 障害給付金:非課税 死亡一時金:相続税法上のみなし相続財産 脱退一時金:一時所得として所得税・住民税課税 	
③既存制度からの移行	【事業所単位】	企業型 DC を実施する企業は、労使合意により退職金制度および確定給付型の企業年金等の過去勤務期間に係る年金資産等を企業型 DC に移換することができる	(事業所単位という考え方が無い)
	【個人単位】	厚生年金基金や確定給付企業年金の中途脱退者が確定拠出年金に加入した場合、本人の申し出により、脱退一時金相当額を確定拠出年金に移換できる(企業年金連合会が支払い義務を負う中途脱退者等の積立金についても同様)	
④一定の資格(加入者資格)の設定	<ul style="list-style-type: none"> 「一定の職種」を対象にすること(職種とは、研究職、営業職、事務職などをいい、労働協約もしくは就業規則等において規定されたものであること) 「一定の勤続期間以上(又は未滿)」の従業員を対象にすること(見習いや試用期間中の従業員については加入者としなないことができる) 「一定の年齢未滿」の従業員を対象にすること(合理的な理由がある場合に限る) 「加入者となることを希望した者」を対象にすること 	<ul style="list-style-type: none"> 「一定の職種」に属する iDeCo 加入者を対象とすること(職種については企業型と同じ考え方) 「一定の勤続期間以上(又は未滿)」の iDeCo の加入者を対象とすること(見習いや試用期間中については企業型と同じ考え方) 	

・資格設定にあたっては「代替措置」(代替給付)が必要な場合あり

※ 本表に記載している内容以外に詳細な条件等があります。

※1 企業型 DC の場合は、企業型年金加入者・同運用指図者・iDeCo 加入者又は同運用指図者でないこと、個人別管理資産の額が 1 万 5 千円以下であること等、iDeCo の場合は保険料免除者であること、障害給付金の受給権者でないこと、企業型 DC の脱退一時金の支給を受けていないこと、通算拠出期間が 1 ヶ月以上 3 年以下であること又は個人別管理資産の額が 25 万円以下であること等の条件が各々定められています。(脱退一時金については附則で当分の間認められているもの)

【①給付の種類】老齢給付金・障害給付金・死亡一時金・脱退一時金の 4 種類です。老齢給付金については、原則 60 歳から受給することができます(ただし、通算加入者等期間が 10 年以上ある場合)。障害給付金については、加入者または加入者であった者が障害状態(国民年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態)となった場合に支給されます。死亡一時金は加入者または加入者であった者が死亡した場合にその遺族(配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹等)に支給されます。脱退一時金については図表 3 の欄外の付記のような支給要件が定められています。しかしこれらは企業型 DC と iDeCo の対比と同じです。なお、老齢給付金と障害給付金の受取の種類には、「年金」「一時金」「年金・一時金の併用(企業型 DC は規約の定めが必要あり/iDeCo の規約には定めあり)」があり、死亡一時金・脱退一時金は「一時金」のみです。

【②税制】拠出時は、事業主拠出分が損金扱いに、加入者負担拠出分が所得控除扱いになります。さらに、企業型 DC の場合は事業主拠出があることが、iDeCo+の場合は加入者掛金(加入者負担)があることが大前提(必須)であるため、それに対する、企業型 DC におけるマッチング拠出と iDeCo+における中小事業主掛金^{※1}が任意ということになります。ただし、iDeCo+については、iDeCo 加入者(給与天引きで加入している者)に対しては一律に中小事業主掛金を設定する必要があり(逆に、iDeCo 加入者(給与天引き)^{※2}であるにもかかわらず一部の者について中小事業主掛金を設定しない場合は不当差別に当たり)ます。

運用時・給付時^{※3}については特に差異はありません。ただし、給付時においては退職所得控除や公的年金等控除の対象となるものの、定められた控除額を超過する場合には課税されるため留意が必要です。(例えば、会社から支給される退職一時金なども退職所得控除の対象ですし、公的年金(老齢基礎年金・老齢厚生年金)なども公的年金等控除の対象となり、金額が多い場合に控除額を超過してしまうからです。また、死亡一時金は相続税法上のみなし相続財産になりますが、これには非課税枠があります。

【③既存制度からの移行】iDeCo+については企業年金と同列の「事業所単位」の考え方はありません^{※4}。一方で、個人単位で見た場合には、表記通りの共通した取扱が定められています。なお、現在は中途脱退者のみが対象となっていますが、法令改正により、終了制度加入者等^{※5}が iDeCo 加入者となった場合、残余財産を国民年金基金連合会に移換できるようになる見込みです。

【④一定の資格(加入者資格の設定)】「一定の職種」「一定の勤続期間以上(又は未滿)」が企業型 DC、iDeCo+どちらも採用可能な設定条件です^{※6}が、「一定の年齢未滿」や「加入者となることを希望した者」については企業型 DC のみの設定条件です。ただし、企業型 DC においては代替措置(代替給付)を講じる必要が定められています^{※7}。また、安易に設定条件を詳細に定めると、企業側が掛金(拠出)の管理を行わなければならないため、特に中小企業等ではその負担が大きくなると考えられるため、より慎重に設定を検討する必要があります。更に、「一定の職種」を設定する場合は、記載の通り、労働協約や就業規則等に定められている必要があるため、未整備の場合には、社会保険労務士等の専門家に相談のうえで、整備しておく必要がでてきます。

なお、資格要件を設定するか否かに関わらず、iDeCo+を導入するにあたって、就業規則などの社内規程を見なおしておく必要があるとされており、(図表 4)において規定例を記載させていただきます。(社内規程についてのご相談は社会保険労務士等の専門家にお問合せください。)

※1 企業型 DC のマッチング拠出に対して、中小事業主掛金を逆マッチング(俗称)と呼ぶ場合がありますが、米国の 401k においては、個人掛金をベースとするため、米国では中小事業主掛金のことをマッチング拠出と呼びます。

※2 iDeCo+には個人の iDeCo の掛金を給与天引きにする必要がありますが、事情により給与天引きできない(個人口座振替とせざるを得ない)ような場合には、そもそも iDeCo+の対象とはなりません。

※3 給付時の税制については弊社企業年金ノート 2017 年 4 月号(No. 588)をご参照ください。

※4 iDeCo+は企業年金のような制度(事業所単位)としてではなく、「掛金の納付方法」として位置づけられており、国民年金基金連合会が定める中小事業主掛金納付制度のことです。(最下部 該当のご参考資料をご参照ください。)

※5 確定給付企業年金の制度終了時に当該給付を受ける権利を持つ受給権者（遺族給付金の受給権除く）・制度終了時加入者のこと。

※6 ただし、同一の職種・勤続期間の範囲内では掛金額を同一とする必要があります。

※7 給与規程、就業規則、雇用形態等を基準に「一定の資格」が設定されていることについて合理性がない場合等において代替措置（代替給付）が必要であることが、確定拠出年金 Q&A（厚生労働省 HP/最下部アドレス）に示されています。

<図表 4> 就業規則などの社内規程の見直し例

第〇章 福利厚生	
(中小事業主掛金)	
第〇条	会社は、確定拠出年金の個人型年金の加入者である従業員に対して、中小事業主掛金を拠出する。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、中小事業主掛金を拠出しない。
一	個人型年金加入者である従業員が、第1号厚生年金被保険者でないとき。
二	個人型年金加入者掛金の納付を、会社が支払う給与から控除することにより行っていないとき。
三	会社が中小事業主掛金を拠出することについて、個人型年金加入者である従業員が同意しないとき。
2	中小事業主掛金の額は、1ヶ月につき〇〇〇〇〇円とする。
3	前二項の他の事項に関する取り扱いは法令の定めるところによるものとし、決定すべき事項があるときは、労使で協議の上決定するものとする。

(出所:厚生労働省 国民年金基金連合会 iDeCo+導入ガイドより)

4. 資産管理機関・運営管理機関の比較

図表 5 のとおり、ここは企業型 DC と iDeCo の比較です。iDeCo の①資産管理機関は国民年金基金連合会です。②運営管理機関については前述のとおり、iDeCo は個人が選定します。iDeCo+は掛金納付制度であり、iDeCo+について事業主が各管理機関を選定する(あるいは金融機関が iDeCo+の運営管理機関になる)という考え方はありません。

ただし、企業型 DC の場合、②運営管理機関は 1 社が受託するのに対し、iDeCo+では iDeCo に加入する個人が運営管理機関を選定する(個人ごとに違った金融機関が提供する iDeCo に加入する)ため、受託する運営管理機関が複数になることがあります。

iDeCo+は事業主サイドが(図表 2 のような)掛金管理を行う必要があるため、運営管理機関が複数になるような場合は更に管理面が煩雑になることに留意が必要です。例えば、個人が掛金を変更するような場合、運営管理機関側の事務手続きにより、書類不備などで変更の受付タイミングが相違する(ずれる)こと等が想定されます。事業主側がそれら(個人の掛金額(の変更など決定状況))を把握したうえで拠出額を管理していく必要があるということになります。

<図表 5> 企業型 DC と iDeCo の比較

比較項目	企業型 DC	iDeCo
①資産管理機関	企業が拠出した掛金を個人別管理資産として企業財産から分離、保全等を行う機関 (例:信託銀行、生命保険会社、農業協同組合連合会、損害保険会社)	国民年金基金連合会 (実際は国民年金基金連合会が委託した事務委託先金融機関が資産管理を行う/例:信託銀行)
②運営管理機関	運用商品の選定・提示、運用商品等に係る情報提供、加入者の運用指図の取り纏め、加入者個人ごとの記録管理等	
	選定 事業主が選定する(1 社)	個人が(iDeCo 加入を通じて)選定する (選定先が複数になることに留意)

5. その他比較

企業型 DC においては「想定利回り」を設定することがあり(ゼロもあり)ますが、iDeCo+にはそのような想定利回りの概念はありません。また、企業型 DC では制度の立ち上げにあたり、事業主側あるいは加入者側個人の「手数料負担」をどうするか検討していく必要があるのです(一般的には企業側が手数料負担するケースが多いようですが)、iDeCo+については既に個人が iDeCo に加入しその手数料(運用にかかる手数料も含む)を支払っていることから、事業主側の手数料負担は発生しません。(ただし、各種所定の届出

事務や給与天引き事務など一定の事務負担は事業主側に生じます。)

企業型 DC では懲戒解雇者が発生したとしても既に拠出してしまった分について事業主が取り返すことはできませんが、企業型 DC の規約に「返還条項」(事業主返還規定)を盛り込むことで、勤続 3 年未満で退職した場合など一定の条件のもとで事業主が拠出相当額の全部または一部を返還してもらうことができます。一方で iDeCo+については事業主返還のような定めを設けることはできません。

また、企業型 DC では、法令上退職一時金から分割移換することが可能ですが、iDeCo+にはそのような取り決めはありません。

6. 最後に

以上、企業型 DC と iDeCo+の比較を通じそれぞれの特徴を記載させて頂きました。いずれの制度も、DC 個人口座に目に見える形で企業が拠出してくれるという DC 制度の特長そのものを活かすことができるため、例えば「個人がより年金というものにより親近感をもって接する可能性(個人のライフプランニングについて制度や運用・税制なども含めて考えるきっかけ)を追求していくこと」、あるいは、事業主側としては福利厚生手段として経営上の戦略にもなるため、例えば「制度を通して労使のコミュニケーションを一層円滑化できる可能性(経営者の想いやスピリットを伝えるきっかけ)を追求していくこと」など、**制度導入の本質的な目的や意義をあらためて見つめ直す**ことで、ここに記載させて頂いた(ある意味目に見える)内容以外に、会社(またはその会社の従業員)独自の視点で見えてくる特長(目指すべき本質)のようなものが見いだされ、一般に想定されない効果や労使の新たな関係性を生むことがあります。導入にあたっては制度上どうしても留意すべき詳細なルールがあることは否めませんが、事業主(企業)とそこで従事される加入者(従業員)双方が、双方の未来構築のために、より有為な制度というものを、確認し深く検討していただくために、本稿がその下地となることが少しでもできれば大変幸甚です。

<ご参考資料>

中小事業主掛金納付制度について (iDeCo 公式サイト/国民年金基金連合会)

https://www.ideco-koushiki.jp/owner/ideco_plus.html

確定拠出年金 Q&A (厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000367978.pdf>

(年金業務部 年金信託室 西島 茂樹)

りそなコラム

商品ラインアップ見直し時のポイントについて

今回のコラムのテーマは、「商品ラインアップ見直し時のポイント」に関する、某信託銀行の担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん : 確定拠出年金(以下DC)制度が日本で始まり約 20 年、お取引先の中でもDCを導入されて相当年数が経過している先もあります。長年DCを運営されているお取引先からは、運用商品の見直しを行いたいとのご相談も受けるようになってきました。相談に対して適切なアドバイスができるよう、改めて商品ラインアップ見直し時のポイントについて教えていただけますでしょうか。

B課長 : 確かにお取引先からの運用商品見直しのニーズは高まってきていますね。まずはポイントに入る前に、運用商品に係る DCの法改正についておさらいしていきましょうか。2018 年 5 月の法改正においては、DCの運用商品を選定するにあたり大きな見直しが行われましたが、知っていますか。

Aさん : 何点かありますが1点目は運用商品数に 35 本の上限が設けられた点。2点目は運用商品はリスク・リターンの異なる最低でも 3 つ以上と規定された点。3点目は商品除外を行う際の要件が、

除外しようとする商品を選択している者の「全員同意」から「3分の2以上」の同意に緩和された点。4点目は加入者が商品を選択しない場合に、あらかじめ指定した運用方法にて運用が行われるようになった点（※労使協議の上で年金規約に定めた場合）ですね。

B課長：そうですね。DCは老後までの間の運用結果により受取額が大きく変動することから、個人個人の運用商品の選択が重要となる為に、これらの法改正が行われました。では、本題の商品ラインアップ見直し時のポイントについてですがAさんはお取引先からどのようなご要望を受けたのか、具体的に教えてもらえますか。

Aさん：運用が好調な国内リートのC商品を導入したいとのご要望でした。

B課長：では導入を検討するにあたって確認を行っていきましょう。まずは先程、運用商品の本数について上限が設けられたと答えてもらいましたが、その点は大丈夫でしょうか。

Aさん：はい、仮にC商品を導入した場合でも、本数は20本となりますので問題ありません。

B課長：では次にC商品の導入を検討するにあたり、お取引先には「運用の方法の公表」についての案内はしましたか。

Aさん：案内はしていないのですが、「運用の方法の公表」とは各運営管理機関がDCにおける取扱商品を掲載しているものですね。

B課長：そうです。2019年7月から各運営管理機関に対し、インターネットを利用して公表することが求められるようになりました。各運営管理機関の取扱商品の比較を通して、事業主が定期的な評価を行えるようにすることを目的としています。

Aさん：先程のC商品は当社の取扱商品の中に掲載されていませんでしたが、この場合には取扱い不可ということでしょうか。

B課長：運営管理機関の取扱商品を総称し商品ユニバース（※運営管理機関により名称が異なる場合があります）と呼んでいます。商品ユニバース外の商品、つまり取扱いしていない商品については、必ずしも取扱い不可というわけではありませんが、導入へのハードルが高いということは認識しておいて下さい。お取引先には、その旨を説明すると共に、なぜC商品を導入したいのか再度確認してみるといいかもしれませんね。

Aさん：分かりました。お取引先には「運用の方法の公表」で商品ユニバースを提示しながら、導入の理由を確認したいと思います。

B課長：当社の商品ユニバースには、C商品より低コストである国内リートの商品もありますので、お取引先に提案してみてもいいかもしれません。我々運営管理機関は、加入者等の利益を考慮していかなければいけませんからね。また、商品追加にあたってはDC規約もしくは契約書を確認しておきましょう。規約等の内容によっては、商品追加時に別途手数料が発生する場合がありますからね。

◆「運用の方法の公表」

りそな銀行の公表イメージ



運営管理機関登録業者一覧（厚生労働省HPより）



厚生労働省HPにて、各運営管理機関の運用商品公開ページへのリンク集が掲載されています。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000564089.pdf>)

Aさん：よりよい商品をお選びいただけるよう、こちらから提案も行っていきたいと思います。それでは次に、実際に商品を追加することが決まった際のスケジュールについても聞いてよろしいでしょうか。

B課長：では仮に4月1日に商品追加を行う前提で考えていきましょうか。まず我々運営管理機関は、

加入者向けに商品追加をする旨を通知することが必要です。

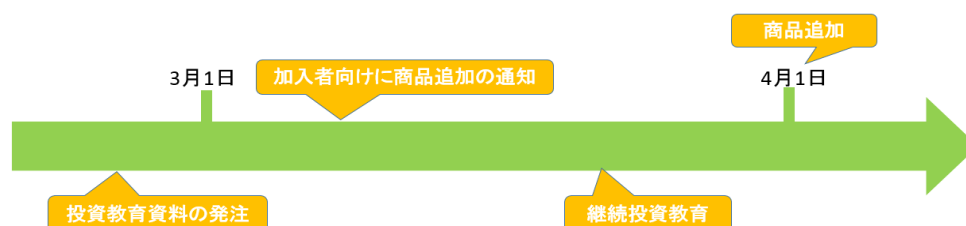
Aさん : いつ頃までに通知しなければいけないという、決まりはあるのでしょうか。

B課長 : 法令上の定めはありませんが、加入者が十分検討する時間が持てるよう余裕をもって通知してあげると良いと思います。

Aさん : また、4月ですと多くの取引先で新入社員の方がたが入社される時期でもありますが、新入社員向けの投資教育の資料も改めて注文していただくことになりますね。

B課長 : そうですね。追加商品を反映した投資教育資料を注文していただく必要がありますので、投資教育の実施スケジュールに間に合うように注文の期限をお伝えしましょう。また、商品追加にあたって継続投資教育を行いたいという事業主もいらっしゃると思いますので、あわせて案内してみてください。

◆商品追加スケジュール（例）



Aさん : よく分かりました。今までは商品を追加する際のポイントについてのみ考えてきましたが、商品追加と同時に不要になった商品を減らしたいというご相談も増えてくると予想されますね。

B課長 : 不要な商品を減らす、いわゆる商品の除外のことですね。商品の除外にあたっては、商品を追加する時以上に留意するべき点は多いのですが、それは知っていますね。

Aさん : 先程私が申し上げた通り、事業主は除外しようとする商品を選択している者の3分の2以上の同意を得て商品を除外できる旨を規約に定める必要がありますね。

B課長 : その他にも留意事項があります。除外商品を保有している場合は、「2018年5月の法改正以降の掛金等で購入されたものは全額強制売却されますが、法改正以前の掛金等で購入されたものは売却されずに当該商品での運用が継続される点」や、「加入しているプランによっては、強制売却された資産が未指図資産として滞留する点」、さらに「除外商品が掛金の配分指定に含まれていた場合、同じくプランによっては毎月の掛金が未指図資産として滞留してしまう点」等があります。このように、商品除外の際にはより慎重な対応が必要ですし、かつ、時間を要するという点に留意しなければなりません（※詳しくは企業年金ノート2019.3月号コラム「確定拠出年金における運用商品の除外について」をご参照下さい）。

Aさん : 加入者にこれらの事項をしっかりと説明しておかなければならないということですね。

B課長 : そうですね。将来の資産形成に関わってくるものですので、我々も事業主と共にフォローしていかなければなりませんね。余談ですが、総合型DCというプランは多くの企業が参加されているので、1社の意向で商品の見直しは決められませんね。この場合、当社が運営管理機関である総合型DCでは、当社主導で商品ラインアップの改善を行うようにしています。

Aさん : 色々とお教えいただきありがとうございました。お取引からのご相談にしっかりと対応できるように、頑張っていきたいと思います。

（年金業務部 確定拠出年金室 橋本 浩亮）

企業年金ノート 2020(令和2)年4月号 No.624

編集・発行: 株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>